

※本資料は、公正取引委員会の公式資料ではなく、
本セミナーにおける取適法の解説を目的として、講師が作成した資料です。

取 適 法 講 習 会

～広告業における取適法違反被疑事件の
集中調査の結果を受けて～

令和 8 年 9 月 1 0 日

公 正 取 引 委 員 会
取引適正化検査管理官付
管理官補佐 小林 史典

はじめに

発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るための「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和7年5月16日に成立し、同月23日に公布されました。

本改正により、「下請代金支払遅延等防止法」は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法。以下「本法」といいます。）となり、令和8年1月1日から施行されています。

01

本法の概要

本法の目的、適用対象、委託事業者の義務と禁止行為

02

広告業における取適法の集中調査について

令和8年6月29日公表の概要と留意点

1 本法の目的

2 本法の適用対象

- (1) 資本金基準又は従業員基準
- (2) 取引の内容
- (3) 委託事業者の義務
- (4) 委託事業者の禁止事項

01

本法の概要

1 本法の目的

本法は、中小受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護を目的としています。

<下請法改正の背景>

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、「**物価上昇を上回る賃上げ**」を実現するためには、**事業者において賃上げの原資の確保が必要**。

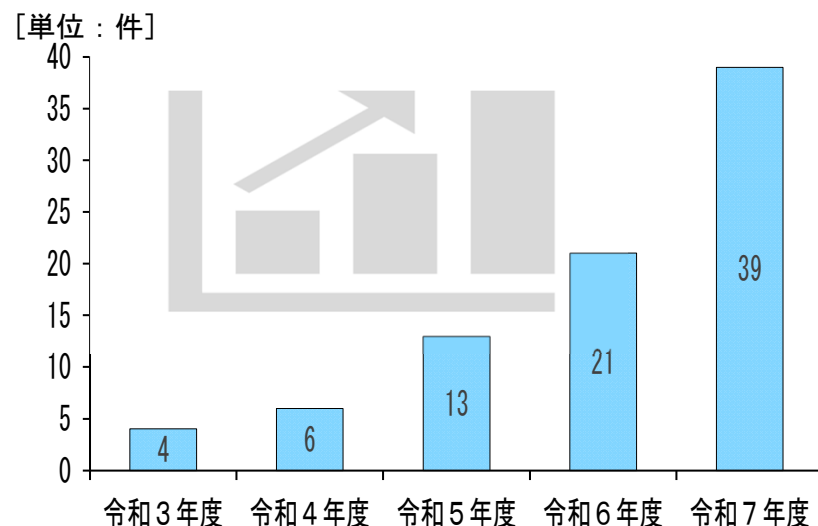
中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、**サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要**。

例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、**価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、下請法の改正を検討してきた**。

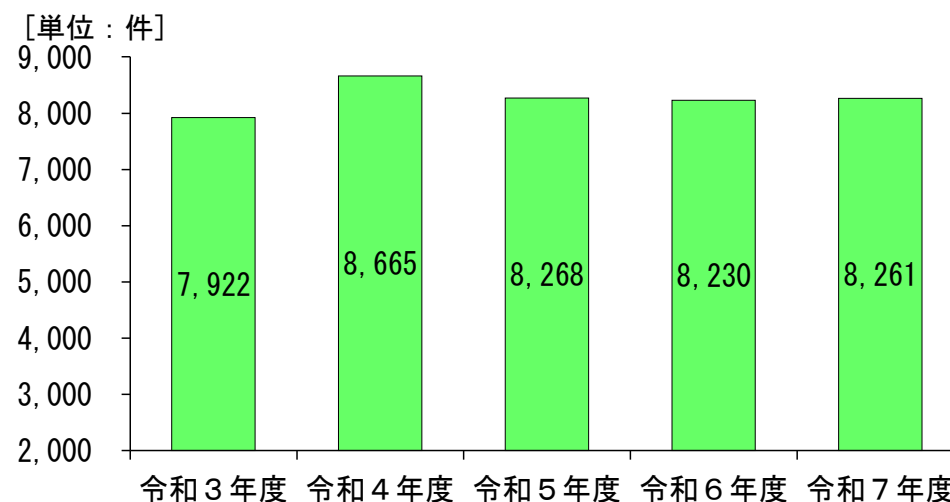
1 本法の目的

取適法直近5年間の執行状況

勧告件数の推移



指導件数の推移



- 昨今、物価高と価格転嫁の必要性が問題となっている中で、取適法の勧告件数が上昇しています（令和7年度は平成以降最多）。
- サプライチェーン全体での取引適正化の必要性が高まる中、委託事業者にとってこれまでの商慣習を見直し、自主的な取引適正化に努めることがコンプライアンス上のリスク管理につながります。

2 本法の適用対象

本法は、適用対象となる中小受託取引の範囲を、[取引の内容](#)と、[資本金基準](#)（※1）又は[従業員基準](#)（※2）から定めており、適用対象となる取引の当事者が資本金基準又は従業員基準のどちらか一つでも満たす場合に、発注者である委託事業者に適用されることとなります。

※1 資本金の額又は出資の総額 ※2 常時使用する従業員の数

具体的には、本法の対象となる取引は、[製造委託](#)、[修理委託](#)、[情報成果物作成委託](#)、[役務提供委託](#)及び[特定運送委託](#)となります。その上で、法が適用されるか否かは取引当事者の資本金の額や従業員の数に照らして個別に判断することになります。

(1) 資本金基準又は従業員基準

適用対象（取引の内容 + 資本金基準 又は 従業員基準）

取引の内容	製造委託	修理委託	情報成果物作成委託（プログラム）	役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理）	特定運送委託
資本金基準 又は 従業員基準	委託事業者	資本金3億円超 資本金1千万円超3億円以下 常時使用する従業員300人超	▶▶▶	中小受託事業者	資本金3億円以下（個人含む） 資本金1千万円以下（個人含む） 常時使用する従業員300人以下（個人含む）
取引の内容	情報成果物作成委託（プログラム除く）			役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理除く）	
資本金基準 又は 従業員基準	委託事業者	資本金5千万円超 資本金1千万円超5千万円以下 常時使用する従業員100人超	▶▶▶	中小受託事業者	資本金5千万円以下（個人含む） 資本金1千万円以下（個人含む） 常時使用する従業員100人以下（個人含む）

委託事業者の4つの義務

- 01 発注内容の明示義務
- 02 書類の作成・保存義務
- 03 支払期日を定める義務
- 04 遅延利息の支払義務

委託事業者の11の禁止事項

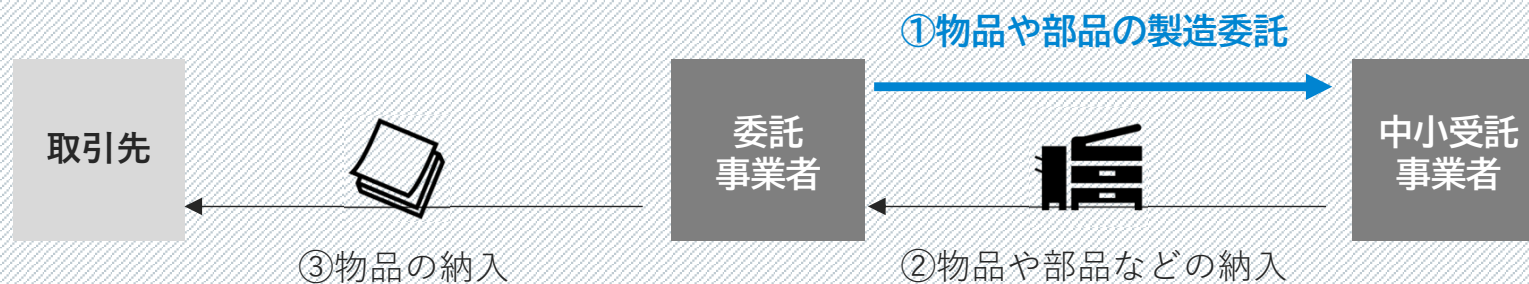
- | | |
|-----------------|--------------------|
| 01 受領拒否 | 07 報復措置 |
| 02 支払遅延（手形払の禁止） | 08 有償支給原材料等の早期決済 |
| 03 減額 | 09 不当な経済上の利益提供要請 |
| 04 返品 | 10 不当な給付内容の変更・やり直し |
| 05 買ったたき | 11 協議に応じない一方的な代金決定 |
| 06 購入・利用強制 | |

(2) 取引の内容

◆ 製造委託（第2条第1項）

物品を販売し、又は物品の製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、他の事業者には物品の製造や加工などを委託することをいいます。

例：広告業者が、広告主から請け負ったポスターの製造(印刷)を印刷業者に委託する場合。



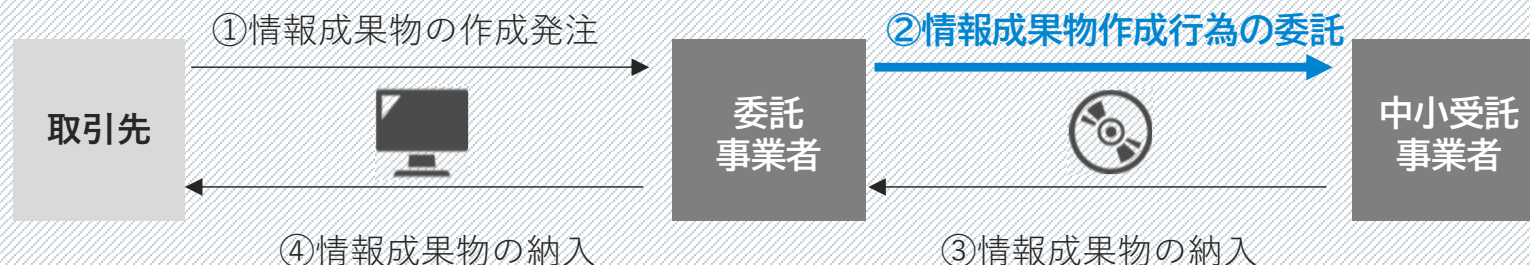
(2) 取引の内容

◆ 情報成果物作成委託（第2条第3項）

ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの情報成果物の提供や作成を請け負う事業者が、他の事業者はその作成作業を委託することをいいます。情報成果物とは、次のものをいいます。

- ① プログラム(例:ゲームソフト、会計ソフトなど)
- ② 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの(例:テレビCM、ラジオCM、動画広告など)
- ③ 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの(例:ポスターのデザイン、商品・容器のデザイン、新聞・雑誌広告など)

例:広告業者が、広告主から受注したCMの制作を広告制作業者に委託する場合。

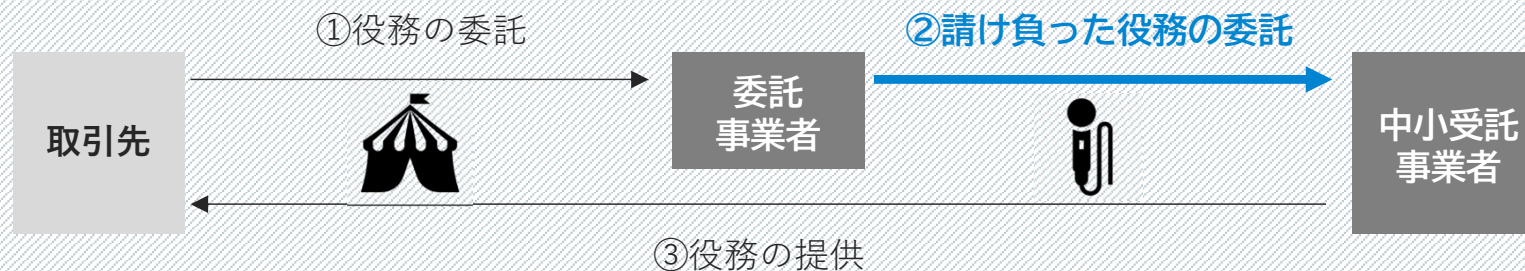


(2) 取引の内容

◆ 役務提供委託（第2条第4項）

他者に提供するイベント設営やCMへの出演などの各種サービス(役務)を請け負っている事業者が、請け負った役務の提供を他の事業者にも再委託することをいいます。※自ら提供を受ける役務(自社で主催するイベントの設営の一部を委託する行為等)を他の事業者にも委託することは、本法の対象とはなりません。

例: 広告業者が、広告主から請け負った商品の販促イベントの設営業務の一部をイベント制作業者に委託する場合。



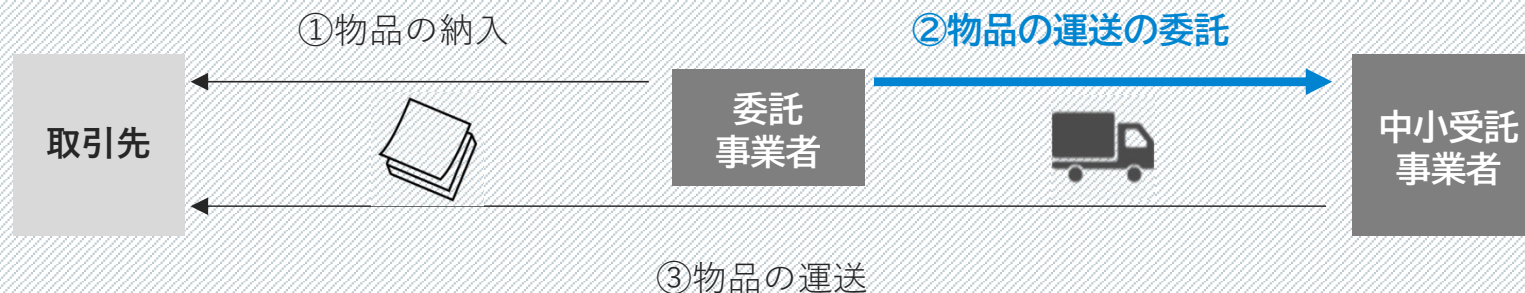
(2) 取引の内容

◆ 特定運送委託（第2条第5項）

改正により追加

事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品（例：作成を請け負ったデザインに基づいて製造されたペットボトル）について、その取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者に出発委託することをいいます。

例：広告業者が、広告主から製造を請け負ったポスターを引き渡す際に、その運送を他の運送業者に委託する場合。



(3) 委託事業者の義務

委託事業者には 4つの義務 があります。

- ① 発注内容等の明示義務(第4条)
- ② 書類の作成・保存義務(第7条)
- ③ 代金の支払期日を定める義務(第3条)
- ④ 遅延利息の支払義務(第6条)

① 発注内容等の明示義務（第4条）

口頭発注によるトラブルを未然に防止するため、委託事業者は発注に当たって、発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法等）を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示しなければなりません。

※下請法では書面交付が原則でしたが、本法では中小受託事業者からの承諾がなくとも電磁的方法による明示が可能となりました。



改正のポイント

② 書類の作成・保存義務（第7条）

委託事業者は、製造委託等をした場合、給付内容の変更又はやり直しをさせた場合の内容、給付の受領、代金の支払など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保管することが義務付けられています。

③ 代金の支払期日を定める義務（第3条）

委託事業者は、検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、代金の支払期日を定めなくてはなりません。

支払期日を定めなかった場合の支払期日は次のとおりです。

- 当事者間で支払期日を定めなかったときは、物品等を実際に受領した日
- 当事者間で合意された取決めがあっても、物品等を受領した日から60日を超えて定めたときは、受領した日から起算して60日を経過した日の前日

④ 遅延利息の支払義務（第6条）

委託事業者が、支払期日までに代金を支払わなかった場合、受領した日から起算して60日を経過した日から実際に支払が行われる日までの期間、その日数に応じて中小受託事業者に対して遅延利息（年率14.6%）を支払う義務があります。

また、委託事業者が、中小受託事業者に責任がないのに、委託代金を減額した場合、起算日から実際に減じた額の支払をする日までの期間について、減じた額に対して遅延利息を支払う義務が新たに追加されました。この場合における遅延利息の起算日は、減額を行った日又は給付を受領した日から起算して60日を経過した日のいずれか遅い日となります。



改正のポイント

(4) 委託事業者の禁止事項 (第5条)

委託事業者には 11の禁止事項 があります。

- ① 受領拒否の禁止(第5条第1項第1号)
- ② 代金の支払遅延の禁止(手形払の禁止を含む)(第5条第1項第2号)
- ③ 代金の減額の禁止(第5条第1項第3号)
- ④ 返品 of 禁止(第5条第1項第4号)
- ⑤ 買ったたきの禁止(第5条第1項第5号)
- ⑥ 購入・利用強制の禁止(第5条第1項第6号)
- ⑦ 報復措置の禁止(第5条第1項第7号)
- ⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止(第5条第2項第1号)
- ⑨ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止(第5条第2項第2号)
- ⑩ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止(第5条第2項第3号)
- ⑪ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止(第5条第2項第4号)

① **受領拒否の禁止**（第5条第1項第1号）

中小受託事業者には責任がないのに、発注した物品等又は情報成果物の**完成品の受領を拒否**することです。**発注の取消し**や**納期の延長**などで納品物を受け取らない場合も受領拒否に当たります。

物品（有体物）の受領を拒否することが前提となるため、役務提供委託と特定運送委託の取引では適用がありません。

② **委託代金の支払遅延の禁止（手形払の禁止を含む）**（第5条第1項第2号）

発注した物品等の受領日から、60日以内で定められている支払期日までに委託代金を支払わないことです。物品等の検査、検収に日数がかかる場合でも、受領後60日以内に支払わなければ支払遅延となります。

また、**手形を交付すること**や、電子記録債権や一括決済方式について、支払期日までに委託代金に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することも、支払遅延に該当し、禁止されます。

改正のポイント



③ **委託代金の減額の禁止**（第5条第1項第3号）

中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した委託代金を**発注後に減額**することです。協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法、金額にかかわらず、あらゆる減額行為が禁止されています。

④ **返品禁止**（第5条第1項第4号）

中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等を**受領後に返品**することです。受入検査で不合格となった物品等については、速やかに返品することを原則とし、受入検査時に直ちに発見することができない瑕疵があった場合には、受領後6か月以内に限って返品することが認められていますが、受入検査を行わなかった場合は返品することはできません。

受領拒否と同様に、物品の受領が前提となりますので、役務提供委託と特定運送委託の取引では適用がありません。

⑤ **買いたたきの禁止**（第5条第1項第5号）

発注する物品・役務等に**通常支払われる対価に比べ著しく低い委託代金を定めること**です。通常支払われる対価とは、同種又は類似品等の市価をいいます。委託代金は、中小受託事業者と事前に協議の上で定める必要があります。

⑥ **購入・利用強制の禁止**(第5条第1項第6号)

中小受託事業者が発注する物品の品質を維持するためなどの正当な理由がないのに、委託事業者が指定する物(製品、原材料等)の購入や、役務(保険、リース等)の利用を強制することです。

⑦ **報復措置の禁止**(第5条第1項第7号)

委託事業者の違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由に、その中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止などの不利益な取扱いをすることです。

⑧ **有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止**(第5条第2項第1号)

委託事業者が有償で支給する原材料等で、中小受託事業者が物品の製造等を行っている場合、その原材料等が用いられた物品の代金の支払日より早く、原材料等の対価を支払わせることです。

⑨ **不当な経済上の利益の提供要請の禁止**（第5条第2項第2号）

委託事業者が自己のために、中小受託事業者に金銭や役務、その他の経済上の利益の提供を不当に提供させることです。例えば、協賛金や従業員派遣などの要請が該当します。

⑩ **不当な給付内容の変更・やり直しの禁止**（第5条第2項第3号）

中小受託事業者に責任がないのに、発注内容の取消しや発注内容の変更を行ったり、受領した後にやり直しや追加作業を行わせる場合に、中小受託事業者が作業に当たって負担する費用を委託事業者が負担しないことです。

⑪ **協議に応じない一方的な代金決定の禁止**（第5条第2項第4号）

委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の求めがあつたにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定することです。



改正により追加

02

広告業における取適法の集中調査について

- 1 集中調査とは
- 2 広告業における集中調査の概要(R8.6.29公表)
- 3 集中調査の対象となる取引
- 4 主な違反行為
 - (1) 発注内容等の明示義務(書面の不明示・明示不備)
 - (2) 支払遅延
 - (3) 不当な給付内容の変更
 - (4) 不当な経済上の利益提供要請
 - (5) その他(取適法で追加された禁止行為等)
- 5 サプライチェーン全体での取引適正化に向けて
(広告業界に求められる対応)
 - (1) 書面の不明示・明示不備の改善
 - (2) 広告制作過程における給付内容の変更への対応
 - (3) 取適法上の支払手段への対応
 - (4) サプライチェーン全体での対応

1 集中調査とは

公正取引委員会及び中小企業庁は、取適法の執行を通じた取引の適正化の取組を更に効果的なものとするとともに、特定の業種・業界におけるサプライチェーン全体での取引適正化を推進するため、特定の業種・業界における取適法違反被疑行為について集中的に調査を行い、取適法に違反又は違反するおそれのある行為が認められた事業者に対して、迅速に指導等を行っています。

広告業界は、中小企業庁において公表している価格転嫁の実施状況の業種別ランキングの順位が低い状況がみられました。そこで、業界全体の取引適正化を図るため、価格転嫁を困難にする業界の構造上の問題がないか、取適法の観点から取引を点検する必要性があると考えられたことから、公正取引委員会及び中小企業庁は、広告業者と広告制作業者との間で行われている中小受託取引（新聞広告、雑誌広告、テレビ広告、インターネット広告、交通広告、屋外広告等の制作及び広告に付随するイベントの企画運営に係る取引を含む。）に関する取適法違反被疑行為について集中的に調査を行うこととなりました。

2 広告業における集中調査の概要(R8.6.29公表)



広告業における取適法違反被疑事件の集中調査の結果について（概要）



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

概要

公正取引委員会及び中小企業庁は、特定の業種・業界におけるサプライチェーン全体での取引適正化を推進するため、取適法違反被疑行為について集中的に調査を行い、取適法に違反する行為等が認められた事業者に対して、迅速に指導等を行う集中調査を実施している。

→ 令和8年2月以降、**発注側の広告業者と受注側の広告制作業者との間の中小受託取引に関する取適法違反被疑行為について集中調査**を行い、広告業者に対して、**71件の指導**を行うとともに、中小企業庁において取引Gメンによるヒアリングを実施した。

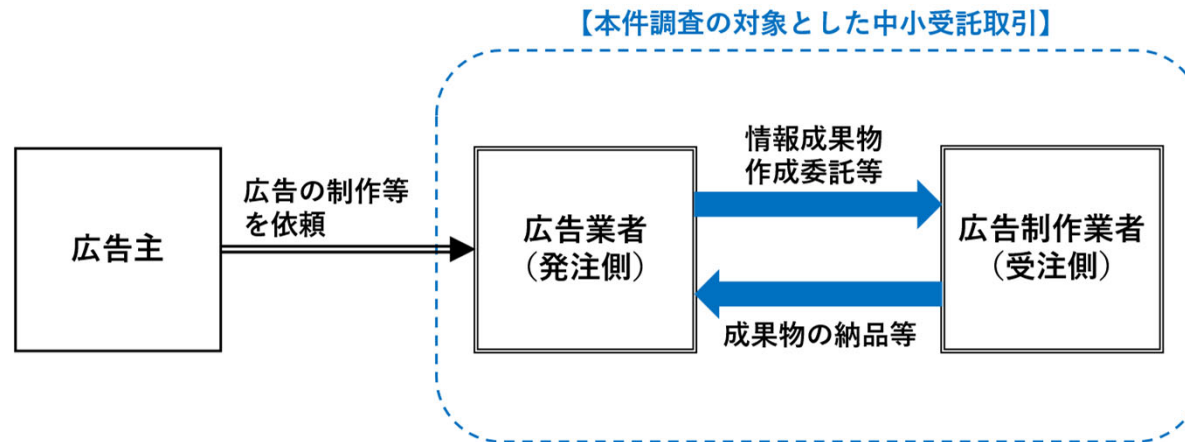
主な違反行為と指導内容

書面の不明示・明示不備	支払遅延	不当な給付内容の変更	不当な経済上の利益の提供要請
- 業務を委託する際、発注時に発注内容等を明示していなかった。 - 知的財産権を譲渡・許諾させることを含めて発注しているにもかかわらず、その旨を明示していなかった。 - 制作物の修正・校正を求めることを前提として発注しているにもかかわらず、給付内容を変更する条件等を明示していなかった。	- 広告制作業者の給付を受領した日から起算して60日を超える可能性がある支払制度を採用していた。 - 広告制作業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、代金を支払期日までに支払っていなかった。	- 発注時に給付内容を変更する条件等を明示せず、成果物の受領までの間に、広告制作業者に対し複数回にわたり、広告制作業者に責任のない修正・校正を無償で行わせていた。 - 広告主又は広告業者の都合で発注を取り消したにもかかわらず、発注取消しまでに広告制作業者が要した費用を支払っていなかった。	知的財産権を、自己のために無償で譲渡・許諾させていた。 - 自己のために無償で試作品を制作させていたほか、制作させた試作品の費用を支払っていなかった。 - 広告制作業者に制作を委託した成果物等を、取引が終了した後も、自己のために広告制作業者に無償で保管させていた。
✓ 発注時に直ちに発注内容等を明示するよう指導し、知的財産権の扱いなど明示に不備がある場合には適切に明示するよう指導。 ✓ 制作物の修正・校正を求めることを前提として発注している場合は、給付内容を変更する条件等を明示するよう指導。	✓ 広告制作業者の給付を受領した日から起算して60日以内に代金を支払うこととなる支払制度に見直しを行うよう指導。 ✓ 広告制作業者からの請求書の提出の有無にかかわらず、支払期日までに代金の全額を支払うよう指導。	✓ 給付内容の変更のために広告制作業者が要した費用を支払うよう指導。 ✓ 広告主又は広告業者の都合で発注が取り消されるまでに広告制作業者が要した費用等を支払うよう指導。	✓ 成果物の知的財産権を譲渡・許諾させる場合であって、当該知的財産権を給付の一部とする場合には、当該知的財産権の対価を支払うよう指導。 ✓ 試作品の制作に広告制作業者が要した費用や成果物等の保管費用を支払うよう指導。

取適法で追加された禁止行為等への指導内容

- ✓ 手形で代金を支払っていた広告業者に対しては、直ちに**取適法に違反することのない支払手段に改めるよう指導。**
- ✓ 電子記録債権を使用する場合は、広告制作業者が**支払期日までに代金に相当する額の金銭と引き換えられるものとするよう指導。**
- ✓ 広告制作業者との合意の有無にかかわらず、**振込手数料を広告業者が負担するよう指導。**

3 集中調査の対象となる取引



◆ 広告業者及び広告制作業者間の情報成果物作成委託等について

広告業者及び広告制作業者間における情報成果物作成委託等の取引の流れの一例は上図のとおり。情報成果物作成委託等は広告業者と広告制作業者の間の取引であり、広告主は直接の契約当事者ではないことを前提としています。

👉 今回の調査では、広告制作業者を受注側と定義していますが、広告制作業者が、他の広告制作業者に発注を行う場合もあり、その広告制作業者間の取引も本件調査の対象としています。

4 主な違反行為

(1) 発注内容等の明示義務(書面の不明示・明示不備)(第4条)

委託事業者は、製造委託等をした場合は、直ちに、発注内容等の必要な事項を中小受託事業者に明示しなければなりません。例えば、納品後に便宜的に発注書を交付しているといった場合は、直ちに明示していないため、本法違反となります。

発注内容等を明示する義務では、法令で明示しなければならない事項が定められており、全て明示されていなければ、明示不備として本法違反となります。

4 主な違反行為

(1) 発注内容等の明示義務(書面の不明示・明示不備)(第4条)

【発注内容の必要明示事項】

①委託事業者と中小受託事業者の名称

②委託をした日

③給付の内容

④給付を受領する日

⑤給付を受領する場所

⑥給付の内容を検査する場合の検査完了期日

⑦委託代金の額

⑧委託代金の支払期日

⑨委託代金を一括決済方式で支払う場合の金融機関名、貸付け又は支払を受けることができる額、委託事業者が委託代金相当額又は委託代金債務相当額を金融機関に支払う期日

⑩委託代金を電子記録債権で支払う場合の電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日

⑪原材料等を有償支給する場合の品名、数量、対価、引渡し期日、決済期日、決済方法

ポイント

成果物として中小受託事業者から提供されるべき物品等及び情報成果物のことであり、中小受託事業者が内容を見て理解でき、発注の指示に即した給付の内容を作成又は提供できる程度の情報を記載することが必要。

該当する場合のみ
記載が必要

4 主な違反行為

(1) 発注内容等の明示義務(書面の不明示・明示不備)(第4条)

【広告業における違反行為事例と指導内容】

- 業務を委託する際、**発注時に発注内容等を明示していなかった（発注書の不交付）。**
 - 知的財産権を譲渡・許諾させることを含めて発注しているにもかかわらず、その旨を明示していなかった。
- **発注時に直ちに発注内容等を明示するよう指導し、知的財産権の扱いなど明示に不備がある場合には適切に明示するよう指導。**
-
- 広告の制作では、制作過程において広告業者と広告制作業者との間で修正・校正を繰り返していくことで制作物を具体化させていくため、発注時に成果物の具体的な内容を決定できないことが多い。このような場合に、**制作物の修正・校正を求めることを前提として発注しているにもかかわらず、給付内容を変更する条件等を明示していなかった。**
- **制作物の修正・校正を求めることを前提として発注している場合は、給付内容を変更する条件等を明示するよう指導。**

4 主な違反行為

(2) 支払遅延(第5条第1項第2号)

委託代金の支払遅延は、発注時に定めた支払期日の経過後なお支払わないことを指します。

委託事業者の故意があったかどうかに関わらず、成果物の受領後60日以内に定めた支払期日までに支払いがなければ本法違反となります。

支払遅延は、委託事業者が意図的に支払いを遅らせていたもの以外にも、中小受託事業者からの請求書の提出が遅れた場合、社内の事務手続の遅れに起因し支払いが遅れた場合のほか、委託事業者が採用している支払制度(「毎月末日納品締切、翌々月末日支払」等の制度)が原因で支払いが遅れた場合なども含まれます。

4 主な違反行為

(2) 支払遅延(第5条第1項第2号)

【広告業における違反行為事例と指導内容】

- 月単位の締切制度を採用して代金を支払っている広告業者が、広告制作業者の給付を受領した日から起算して60日を超える可能性がある支払制度（例：毎月末日納品締切、翌々月末日支払）を採用していた。
- 広告制作業者の給付を受領した日から起算して60日以内に代金を支払うこととなる支払制度に見直しを行うよう指導。
- 広告制作業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、代金を支払期日までに支払っていなかった。
- 広告制作業者からの請求書の提出の有無にかかわらず、支払期日までに代金の全額を支払うよう指導。

4 主な違反行為

(3) 不当な給付内容の変更、やり直し(第5条第2項第3号)

委託事業者は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、成果物の受領前に発注内容の取消しや発注内容の変更を行ったり、受領後にやり直しや追加作業を行わせることにより、中小受託事業者がそのために要した費用を支払わないことは本法違反となります。

本規定は、物品等の受領を前提としていないため、役務提供委託及び特定運送委託の取引でも適用があります(例:役務の中途解除)。

成果物の受領前に内容の変更等をする場合は「給付内容の変更」、受領後に内容の変更等をする場合は「やり直し」となります。

「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」とは、成果物の受領前に、中小受託事業者の要請により内容を変更する場合や中小受託事業者の成果物の内容が委託内容と異なっており内容を修正する場合、又は受領後、成果物の内容が委託内容と異なっており、返品代わりにやり直しをさせる場合が該当します。

4 主な違反行為

(3) 不当な給付内容の変更・やり直し(第5条第2項第3号)

【広告業における違反行為事例と指導内容】

- 広告業者が、広告主等の意向等で発注後に給付内容が変更されることが前提となっていることを広告制作業者に伝えずに発注していたにもかかわらず、発注時に給付内容を変更する条件等を明示せず、**成果物の受領までの間に、広告制作業者に対し複数回にわたり、広告制作業者に責任のない修正・校正を無償で行わせていた。**

➤ **給付内容の変更のために広告制作業者が要した費用を支払うよう指導。**

- 広告主又は広告業者の都合で発注を取り消したにもかかわらず、**発注取消しまでに広告制作業者が要した費用を支払っていなかった。**

➤ **広告主又は広告業者の都合で発注が取り消されるまでに広告制作業者が要した費用等を支払うよう指導。**

4 主な違反行為

(4) 不当な経済上の利益の提供要請(第5条第2項第2号)

委託事業者は、中小受託事業者に対して、委託代金の支払とは独立して、自己のために経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害することは本法違反となります。

「経済上の利益」とは、協賛金、発注外のサンプル品・試作品の提供、委託内容にない追加作業の提供、代金に含まれない知的財産権の譲渡・許諾、使用予定のない型や撮影機材の保管など、委託内容に含まれない様々な経済上の利益が該当します。

減額との違いは委託代金に付随した金銭の提供かどうかです。つまり、委託代金を事後的に差し引く場合は減額に該当し、委託代金に紐付いていない金銭やサービスを提供させる場合は不当な経済上の利益の提供要請に該当します。

4 主な違反行為

(4) 不当な経済上の利益の提供要請(第5条第2項第2号)

【広告業における違反行為事例と指導内容】

■ 知的財産権を、自己のために無償で譲渡・許諾させていた。

➤ 成果物の知的財産権を譲渡・許諾させる場合であって、当該知的財産権を給付の一部とする場合には、当該知的財産権の対価を支払うよう指導。

■ 自己のために無償で試作品を制作させていたほか、制作させた試作品の費用を支払っていなかった。

■ 広告制作業者に制作を委託した成果物等を、取引が終了した後も、自己のために広告制作業者に無償で保管させていた。

➤ 試作品の制作に広告制作業者が要した費用や成果物等の保管費用を支払うよう指導。

4 主な違反行為

(5) その他(取適法改正により追加された禁止行為等)

【広告業における違反行為事例と指導内容】

【手形払等について】

- 取適法では、**手形によって代金を支払うこと及び手形以外の支払手段（一括決済方式や電子記録債権）であって支払期日までに代金全額と引き換えることが困難である支払手段をとることは「支払遅延」として禁止**されている。ところが👉
 - ✓ 令和8年1月以降も、**代金の支払いに手形を利用**していた。
 - ✓ 代金の支払手段を手形から**電子記録債権に切り替えていたが、支払期日に代金全額と引き換えることができないもの**であった。
-
- **手形で代金を支払っていた広告業者**に対しては、**直ちに取適法に違反することのない支払手段に改めるよう指導**。
 - 支払手段を手形から電子記録債権に変更したが、手形の支払サイト（例えば、支払期日から起算して60日を満期とする。）を維持していたため、変更後も引き続き、支払期日に代金に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用していた**広告業者**に対しては、**電子記録債権を使用する場合は、広告制作業者が支払期日までに代金に相当する額の金銭と引き換えられるものとするよう指導**

4 主な違反行為

(5) その他(取適法改正により追加された禁止行為等)

【広告業における違反行為事例と指導内容】

【振込手数料の負担について】

- 取適法では、委託事業者が、**代金の支払に際し、銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させることは、中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、「減額」として禁止**されている。ところが👉
 - ✓ 令和8年1月以降も、広告業者が**銀行口座へ振り込む際の手数料を広告制作業者に負担させていた。**
- 代金を広告制作業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を広告制作業者に負担させていた広告業者に対しては、広告制作業者との**合意の有無にかかわらず、振込手数料を広告業者が負担するよう指導。**

5 サプライチェーン全体での取引適正化に向けて

広告業界に求められる対応

書面の不明示・明示不備の改善

- ✓ 発注時に発注内容等を明示することは、委託事業者の取適法上の義務であるとともに、**口頭発注による取引上の様々なトラブルを未然に防止**する観点からも、取引の基礎となるものである。
- ✓ 発注時に発注内容等を明示していない理由として、業界の商慣習だったとする事業者が複数いたが、**口頭発注という業界の商慣習を早急に見直し、適切に発注内容等を明示することが求められる。**
- ✓ 広告の制作過程において、広告制作業者に知的財産権が発生する場合、広告制作業者の成果物の知的財産権を譲渡・許諾させ、当該知的財産権を給付の一部とする場合には、**その旨を発注時に明示することが重要である。**

支払手段の適正化について

- ✓ 取適法では、手形払が禁止されているほか、手形以外の支払手段であっても、支払期日までに代金に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを代金の支払手段として使用することは禁止されている。
- ✓ **手形払及び支払期日までに代金に相当する額の金銭と引き換えることが困難である支払手段を使用している場合には、早急に支払手段を適正化する必要がある。**

広告制作過程における給付内容の変更への対応

- ✓ 広告制作業者に対して給付内容の変更に伴う制作物の修正・校正を求める場合は、広告制作業者に修正・校正に要した費用を支払うために、以下の方法等を取ることが求められる。
 - ① **制作物の修正・校正に要する費用を代金に含めて発注する場合は、あらかじめ広告制作業者と協議をした上で、給付内容を変更する条件を定めるなど、修正・校正が生じることを踏まえて代金の額を定める**（例えば、修正・校正回数を明示して、それを超える場合は費用について協議する等）。
 - ② 発注時に給付内容を変更する条件等を定めることが困難である場合には、制作過程において広告制作業者が**制作物を修正・校正したことによって生じた追加費用について、広告制作業者と十分に協議した上で、別途支払う。**

サプライチェーン全体での対応

- ✓ サプライチェーン全体で取引の適正化を図るためには、広告業者と広告制作業者との間の取引のみでなく、広告業者に広告の制作等を依頼する**広告主においても、取引の過程において、広告業者の取適法違反につながるおそれのある行為を行わないように十分注意することが求められる。**
- ✓ **広告主においても、予定にない給付内容の変更や発注取消しは広告業者と広告制作業者との間の取引において追加費用が生じ得ることを認識し、広告業者に対して追加費用を支払う等の対応を行うことが望ましい。**

今後の取組について

公正取引委員会及び中小企業庁は、本件調査の結果を踏まえ、事業所管省庁とも連携し、本件調査の結果について周知徹底を図るとともに、引き続き、広告業界の取引適正化に向けて、取適法に違反し、又は違反するおそれのある行為については迅速かつ厳正に対処していくこととする。

5 サプライチェーン全体での取引適正化に向けて

(1) 書面の不明示・明示不備の改善

- 発注時に発注内容等を明示することは、委託事業者の取適法上の義務であるとともに、**口頭発注による取引上の様々なトラブルを未然に防止**する観点からも、取引の基礎となるものである。
- 発注時に発注内容等を明示していない理由として、業界の商慣習だったとする事業者が複数いたが、**口頭発注という業界の商慣習を早急に見直し、適切に発注内容等を明示**することが求められる。
- 広告の制作過程において、広告制作業者に知的財産権が発生する場合、広告制作業者の成果物の知的財産権を譲渡・許諾させ、当該**知的財産権を給付の一部とする場合には、その旨を発注時に明示**することが重要である。

ポイント

発注内容の明示は業種横断的な義務であり、広告業界だけ免除されることはありません。**あらかじめ発注内容を明示しておくことは、発注者、受注者双方にとってトラブル回避のリスクヘッジ**となります。

5 サプライチェーン全体での取引適正化に向けて

(2) 広告制作過程における給付内容の変更への対応

- 広告制作業者に対して給付内容の変更に伴う制作物の修正・校正を求める場合は、広告制作業者に修正・校正に要した費用を支払うために、以下の方法等を取ることが求められる。
- ① 制作物の修正・校正に要する費用を代金に含めて発注する場合は、あらかじめ広告制作業者と協議をした上で、給付内容を変更する条件を定めるなど、修正・校正が生じることを踏まえて代金の額を定める（例えば、給付の内容に、一定回数の修正・校正が生じ得ることを明示して、それを超える場合は費用について協議する等）。
- ② 発注時に給付内容を変更する条件等を定めることが困難である場合には、制作過程において広告制作業者が制作物を修正・校正したことによって生じた追加費用について、広告制作業者と十分に協議した上で、別途支払う。

ポイント

広告制作取引では、発注時の成果物のイメージ（給付の内容）が曖昧になっていることが多いですが、広告の作成過程で生じる修正・校正の作業を無償で広告制作業者にさせないことが重要です。

5 サプライチェーン全体での取引適正化に向けて

(3) 取適法上の支払手段への対応

- ✓ 取適法では、手形払が禁止されているほか、手形以外の支払手段であっても、支払期日までに代金に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを代金の支払手段として使用することは禁止されている。
- ✓ 手形払及び支払期日までに代金に相当する額の金銭と引き換えることが困難である支払手段を使用している場合には、早急に支払手段を適正化する必要がある。

ポイント



国全体での手形払の廃止は令和9年3月末ですが、取適法では令和8年1月から先行して禁止されています。

さらに、手形払を電子記録債権払に変更した場合であっても、中小受託事業者が支払期日までに代金の全額が受け取れる方法でなければ認められていません(単なる手形のペーパーレス化ではありません。)

5 サプライチェーン全体での取引適正化に向けて

(4) サプライチェーン全体での対応

- サプライチェーン全体で取引の適正化を図るためには、広告業者と広告制作業者との間の取引のみでなく、広告業者に広告の制作等を依頼する**広告主においても、取引の過程において、広告業者の取適法違反につながるおそれのある行為を行わないように十分注意することが求められる。**
- **広告主においても、予定にない給付内容の変更や発注取消しは広告業者と広告制作業者との間の取引において追加費用が生じ得ることを認識し、広告業者に対して追加費用を支払う等の対応を行うことが望ましい。**

ポイント

- ・ 取適法上は、委託事業者(広告業者)に対して義務と禁止行為が課せられていますが、サプライチェーン全体での取引適正化のためには、広告業者のみでなく、広告主及び広告制作業者においても、取引を円滑にするよう配慮が必要です。
- ・ 今回の調査では、広告制作業者からの請求書の提出がなかった、又は遅れたことに起因して広告業者の支払遅延につながる事例が多かった。取適法上は、請求書の有無に関わらず、広告業者は支払期日に代金を支払わなければ支払遅延として違反となりますが、広告制作業者においても、広告業者の支払が遅延してしまうことのないよう、納品後は速やかに請求書を提出するなどの配慮が求められます。

5 サプライチェーン全体での取引適正化に向けて

◆ 今後の取組について

公正取引委員会及び中小企業庁は、本件調査の結果を踏まえ、事業所管省庁とも連携し、本件調査の結果について周知徹底を図るとともに、引き続き、広告業界の取引適正化に向けて、取適法に違反し、又は違反するおそれのある行為については迅速かつ厳正に対処していくこととする。

《自発的申出制度について》

公正取引委員会では、調査に着手する前に、委託事業者が本法に違反する行為を行っていたことを公正取引委員会に自発的に申し出て、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、勧告（及び事業者名等の公表）を行わず、指導に留める運用を採っています。

事業者の皆様におかれましては、取引適正化のために自主的に社内監査等を実施していただき、取適法違反行為を発見した場合は、公正取引委員会への自発的申出を行っていただくことをお勧めいたします。

◆ 公取委公式YOUTUBEチャンネルについて

今回の広告業集中調査の結果を踏まえ、広告業界のサプライチェーン全体での取引適正化のため、広告主の皆様、広告事業者の皆様、広告制作業者の皆様に対して、それぞれ御対応いただきたいポイントを分かりやすく動画にまとめましたので、是非ご覧ください！！



公取委 広告業



公正取引委員会チャンネル

@JFTCchannel・チャンネル登録者数 7710人・168本の動画

こちらは、公正取引委員会の公式チャンネルです。...さらに表示

[jftc.go.jp](https://www.jftc.go.jp)、他2件のリンク

チャンネル登録

ホーム 動画 ショート 再生リスト

広告業界全体の取引適正化のために

**広告主が
できる
取引の適正化**

ポイント1点！



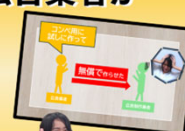
公取委職員が
解説！

知らなかったで取適法違反！？

広告代理店などの広告業者が
気を付けるべき

NG行為

ポイント3点！



公取委職員が
解説！

法律違反の未然防止のためにできること

広告制作業者・
フリーランスも
ここに注意

ポイント2点！



公取委職員が
解説！

御清聴ありがとうございました。

本日の講演において、私が発言したもののうち、意見として述べたものは私の個人的見解であり、国及び公正取引委員会の意見を代表するものではありません。

本講習会の内容について、御不明な点等があれば、お気軽にお問い合わせください。



公正取引委員会 取引適正化検査管理官付



03-3581-5488（直通）



<https://www.jftc.go.jp/>